

令和元年第 5 回上里町議会定例会会議録第 3 号

令和元年 1 2 月 1 1 日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 （町長提出議案第 5 9 号）上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第 6 0 号）上里町職員の給与に関する条例及び上里町一職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第 6 1 号）上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 （町長提出議案第 6 2 号）上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 （町長提出議案第 6 3 号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 （町長提出議案第 6 4 号）上里町名誉町民の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 1 3 （町長提出議案第 6 5 号）本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 1 4 （町長提出議案第 6 6 号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第 1 5 （町長提出議案第 6 7 号）上里町町道路線の認定について
- 日程第 1 6 （町長提出議案第 6 8 号）令和元年度上里町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 7 （町長提出議案第 6 9 号）令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 8 （町長提出議案第 7 0 号）令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
-

出席議員（14 人）

1 番 黛 浩 之 君

2 番 高 橋 茂 雄 君

3 番 高 橋 勝 利 君

4 番 飯 塚 賢 治 君

5 番 仲 井 静 子 君
7 番 齊 藤 崇 君
9 番 植 井 敏 夫 君
1 1 番 納 谷 克 俊 君
1 3 番 高 橋 仁 君

6 番 猪 岡 壽 君
8 番 植 原 育 雄 君
1 0 番 高 橋 正 行 君
1 2 番 沓 澤 幸 子 君
1 4 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君
総合政策課長 塚 越 敬 介 君
くらし安全課長 望 月 誠 君
子育て共生課長 間々田 由 美 君
高齢者いきいき課長 飯 塚 郁 代 君
産業振興課長 山 下 容 二 君
学校教育指導室長 勝 山 寛 美 君

副 町 長 江 原 洋 一 君
総 務 課 長 山 田 隆 君
税 務 課 長 須 長 正 実 君
町民福祉課長 亀 田 真 司 君
健康保険課長 及 川 慶 一 君
まち整備課長 富 田 吉 慶 君
学校教育課長 高 橋 淳 君
生涯学習課長 伊 藤 覚 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁

主 任 横 尾 慎 也

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第 7 町長提出議案第 59 号 上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第 7、町長提出議案第59号 上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第59号 上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、概要及び内容を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布され、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることとされました。

この法律改正により、地方公務員法、児童福祉法及び印鑑登録証明事務処理要領がそれぞれ一部改正され、それぞれの欠格事由等に関する条項から、成年被後見人等の文言が削除されました。

以上の法改正等を受けて、本町でも4つの関係条例に所要の改正が生じることから、関係条例を整備するものでございます。

主な内容は、成年被後見人等の欠格条項に係る部分の削除に伴う条項ずれの修正及び字句修正でございます。

最初に、第1条、上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

こちらは地方公務員法の一部改正に伴うもので、第5条は失職の特例について定めた規定ですが、地方公務員法第16条第1号に規定されていた「成年被後見人又は被保佐人」の文言が削除されたことによる条項ずれの修正で、第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改めるものでございます。

続きまして、第2条、上里町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、こちらも第1条と同様、地方公務員法の一部改正に伴うもので、地方公務員法第16条第1号の改正により、職員が成年被後見人または被保佐人となった場合にあっては、同法第28条第4項に規定する失職事由に該当しないこととなったための改正でございます。

第17条では、第1項中の「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を、また、同条第4項中の「、若しくは失職し」及び第17条の2第2号中の「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削除いたします。

また、第18条も同様に、第1項中の「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」及び第2項第1号中の「、若しくは失職し」の文言を削除いたします。

次に、第20条第6項中の「当該各項に」を「これらの規定に」改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削除し、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改めます。

続いて、第3条、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、こちらは児童福祉法の一部改正に伴うもので、第23条は家庭的保育事業を行う場合の職員の設置について定めた規定ですが、児童福祉法第34条の20第1項第1号に規定されていた「成年被後見人又は被保佐人」の文言が削除されたことによる条項ずれの修正で、第23条第2項第2号中の「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めるものでございます。

最後に、第4条、上里町印鑑条例の一部改正でございます。こちらは、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴うものとなっております。

第2条は、登録資格を定めておりますが、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（満15歳未満の者を除く。）」に改めるものでございます。

第5条第2項は、印鑑登録原票について定めており、同項中第7号では、外国人住民のうち非漢字圏の外国人にかかわる内容となっております。改正内容いたしますと、「記録されている」を「記載がされている」に改めるものでございます。

第12条第1項は、印鑑登録原票の職権抹消について定めており、同項中第2号を削除し、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げることいたします。第2項は、前項の改正に伴いま

して、「第3号又は第5号まで」を「又は第4号」に改めるものでございます。

最後に、附則についてでございますが、施行期日を定めており、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、令和元年12月14日から施行といたします。

以上で、上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 町長提出議案第60号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 9 町長提出議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第10 町長提出議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第60号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、

町長提出議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、町長提出議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第60号から議案第62号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第60号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和元年8月7日付の人事院勧告及び同年10月23日付、埼玉県人事院勧告を踏まえ、職員の給与改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長、議会の議員の期末手当の額等の改正をいたしたく、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案ごとに改正概要、条文概要を御説明申し上げます。

まず、議案第60号の改正概要及び条文概要でございますが、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例級、ボーナスともに昨年に引き続きの引き上げとなっております。

まず、月例級では、民間との間に差があることを踏まえ、若年層について200円から1,700円の引き上げにより、官民の給与差が縮小することとなるよう基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.05月分引き上げ、年間で見ますと、現行の4.45月から4.5月へ支給月数が改定されます。埼玉県人事委員会の給与勧告もほぼ同様な勧告趣旨になっております。

政府は、人事院勧告どおりの内容で閣議決定し、第200回国会において、11月7日には衆議院、11月14日には参議院で審議され、それぞれ可決されております。埼玉県におきましても、12月の定例県議会において審議されております。

続きまして、条文の概要を御説明申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

第18条第2項第1号中では勤勉手当の額を「100分の92.5」を「6月に支給する場合には100

分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改めます。

続きまして、別表につきましては、行政職給与表（一）を改正いたします。民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新規採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても200円から1,700円の引き上げを行い、官民の格差の縮小を図っております。中高年層、再任用職員及び任期付職員については、改正はございません。平均改定率は0.1%となっております。一部の職員が引き上げ該当となっており、給料表改正に伴う今年度の増額は約112万円となります。

次に、第2条についてですが、同じく上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。今回の勧告では、令和2年度以降の住居手当の改正が行われました。

第9条の2第1項第1号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めます。

また、令和2年度以降の勤勉手当の支給に関する改正内容となりますが、第18条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を100分の95」に改めます。

続きまして、第3条としまして、上里町職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正いたします。

第7条第1項の表中「37万4,000円」を「37万5,000円」に改めます。これは、第2条第1項で定めた高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、期限を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に採用した職員に適用となります給料表についての改定となります。

続いて、附則について御説明申し上げます。

附則第1項については、施行期日の説明となります。施行日は公布の日から施行としますが、第2条及び附則第5項につきましては、令和2年4月1日からの施行といたします。

附則第2項では、別表第1の給料表、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の表につきましては、平成31年4月1日から遡及して適用となります。

附則第3項では、第1条の規定による改正後の給与条例は、令和元年12月1日からの適用となります。

続いて、附則第4項では、改正後の給与条例を適用した場合、これまで支給されていた給与を改正後においては、内払いとみなす旨の規定といたします。

附則第5項では、住居手当に関する経過措置を規定しております。住居手当の改正に伴い、支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員は、令和3年3月31日までの間、規則で定める額を支給する規定でございます。

最後に、附則第6項では、第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

続きまして、議案第61号及び議案第62号の改正概要と条文概要について御説明申し上げます。

議案第61号の上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例ですが、職員の勤勉手当の額が0.05月引き上げられましたので、同様に特別職の期末手当の引き上げを行い、改正を行うものでございます。

第1条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改めます。

第2条では、令和2年度以降の支給に関する改正内容となりますが、町長及び副町長の期末手当に関する部分で、第5条第2項中の「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改めます。

第3条は、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条で期末手当の額を規定しておりますが、第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改めます。

第4条では、令和2年度以降の支給に関する改正内容となりますが、教育長の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、町長、副町長及び教育長につきましては、合計で約9万2,000円となります。

附則については、施行期日について規定しております。

第1条及び第3条については公布の日からとし、令和元年12月1日からの適用、第2条及び第4条については、令和2年4月1日からの施行となります。

次に、議案第62号の上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、改正概要を説明させていただきます。

第1条として、上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改めます。

第2条として、令和2年度以降の支給に関する改正内容となりますが、議会の議員の期末手

当に関する部分で同じく第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、議会議員につきましては、全体で約18万7,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、令和元年12月1日からの適用、第2条については、令和2年4月1日から施行となります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例並びに上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第62号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 町長提出議案第 6 3 号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議案第63号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第63号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

平成30年度より国民健康保険制度が広域化され、県が財政運営の主体となった後の決算の結果を受けて、県が示す標準税率と現行の上里町の保険税率に大きな差があることなどから、課税額を段階的に見直していく必要があり、上里町国民健康保険税条例の一部を改正すべく本案を提出するものでございます。

このたびの改正は、国民健康保険税の医療給付費分に当たる基礎課税額の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額について、税率の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

第3条の2は、医療給付費分における資産割額の課税率を規定したもので、「100分の25」を「100分の12」に改めるものでございます。

第4条は、医療給付費分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、加入者1人当たり「1万5,000円」を「2万1,000円」に改めるものでございます。

第4条の2は、医療給付費分における世帯別平等割について規定したもので、第1号で特定

世帯以外の一般世帯における課税金額を規定しており、1世帯当たり「1万円」を「9,000円」に改めるものでございます。第2号は、特定世帯における課税金額を規定しており、1世帯当たり「5,000円」を「4,500円」に改めるものでございます。第3号は、特定継続世帯における課税金額を規定しており、1世帯当たり「7,500円」を「6,750円」に改めるものでございます。

第5条は、後期高齢者支援金分における所得割額の課税率を規定したもので、「100分の1.8」を「100分の1.9」に改めるものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、加入者1人当たり「8,000円」を「9,000円」に改めるものでございます。

第7条は、介護納付金分における所得割額の課税率を規定したもので、「100分の1.23」を「100分の1.33」に改めるものでございます。

第8条は、介護納付金分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、加入者1人当たり「8,100円」を「9,000円」に改めるものでございます。

第20条は、国民健康保険税の減額について、所得金額に応じてそれぞれ7割・5割・2割の軽減及び最高限度額の内容を規定したものでございます。

第1号は、この7割軽減の内容を規定したのですが、アで医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額「1万500円」を「1万4,700円」に改めるものでございます。イは、医療給付費分における世帯平等割額の軽減額を規定したもので、特定世帯以外の世帯について「7,000円」を「6,300円」に改め、特定世帯については「3,500円」を「3,150円」に、特定継続世帯については「5,250円」を「4,725円」に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額「5,600円」を「6,300円」に改めるものでございます。エは、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額を「5,670円」を「6,300円」に改めるものでございます。

第2号は、5割軽減の内容を規定したのですが、アで医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額「7,500円」を「1万500円」に改める内容でございます。イは、医療給付費分における世帯平等割額の軽減額を規定したもので、特定世帯以外の世帯について「5,000円」を「4,500円」に改め、特定世帯については「2,500円」を「2,250円」に、特定継続世帯については「3,750円」を「3,375円」に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額を「4,000円」を「4,500円」に改めるものでございます。エは、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額を「4,050円」を「4,500円」に改めるものでございます。

第3号は、2割軽減の内容を規定したのですが、アで医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額「3,000円」を「4,200円」に改める内容でございます。イは、医療給付費分にお

ける世帯平等割額の軽減額を規定したもので、特定世帯以外の世帯について「2,000円」を「1,800円」に改め、特定世帯については「1,000円」を「900円」に、特定継続世帯については「1,500円」を「1,350円」に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額を「1,600円」を「1,800円」に改めるものでございます。エは、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額で「1,620円」を「1,800円」に改めるものでございます。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1項は、新条例の施行期日について規定したものであり、令和2年4月1日から施行としております。

第2項は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を令和2年度以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

今回の国民健康保険税条例一部改正の内容は、課税率等の変更によるものだと思うんですが、国民健康保険加入者の構成割合は、かつては農林水産業と自営業が中心でしたけれども、今は無職の方だとか、非正規雇用の方が8割近くを全国平均では占めているようです。上里町の構成はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。それが1点目です。

2点目としましては、今回の改正で保険税の増額の最高額、最高どのくらい上がるのか。1人当たりの平均保険税は、現在と改定後ではどのように変わるのか。全体の負担増は幾らになるのか。今回の改正で、応益割と応能の割合はどのように変化するのか。これが2点目の質問です。

3点目としまして、上里町は国保税の課税方式は、今4方式でありますけれども、将来的には2方式を目指しているということであります。本来であれば、どこの健康保険も所得割1本なわけですから、本来であればそれで運用していくのが私はいいと思います。なぜそれができないかというのは、所得税割だけにしたら、莫大なパーセントになるんじゃないかなということが予想できます。

そこで、他の協会けんぽ等々と比較する意味で、所得割1本にした場合、どのぐらいになるのか、その点について聞いてみたいと思います。

4点目としましては、今回のこの提案は、国保運営協議会のほうに諮問をして、答申を受けての提案だと思うんですね。それで、お聞きしたいんですけども、国保運営審議会のほうでは、新たな負担増が生じることについて、どのような議論がされたのか、その点についてお聞きしたいと思います。7割・5割・2割の法定軽減について、町独自にその軽減の幅を増やす、そういうことについての議論はされなかったのかどうか。国保運営審議会においても、低所得者に対する配慮というのを求めていると思います。ですので、そうした具体的な、じゃ配慮するための議論というのはなされたのかどうか。低所得者に対する軽減を市町村が独自でやることについてのペナルティーはないと思います。国会でも、それは独自の判断によるというふうに厚生労働大臣がしっかりと答弁しているところです。

次に、保険者努力支援制度にはさまざまな項目があると思うんですね。たくさんの項目があると思います。私もちょっと調べてみましたけれども、その中で、この提案の中では、一般会計からの法定外繰り入れが、あたかもそのペナルティーの全てであるような提案のされ方がしていると思うんですね。

いただいた資料によりますと、令和2年の保険者努力支援制度では、繰り入れをしない市町村は加点され、法定外繰り入れの削減目標や削減予定額などを定めず解消の取り組みが進まない市町村に対してはマイナス点の評価とされるという、それは評価の一つにしかすぎないですね。あたかもこれが全てであるような提案のされ方がしていたのではないかと。こうしたいろいろなメニューがある中で議論をしていただいたのかどうか。特別支援制度についての資料を国保運営協議会の方々にも提出しての議論がなされたのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

次に、子どもの均等割は、子どもたちは年齢が達していませんので、介護保険分はないわけですので、医療分の2万1,000円と後期高齢者医療支援分の均等割の9,000円を合わせた3万円となります。今までと比較しますと、7,000円も引き上がるわけですね。この件について、医療運営協議会での議論はどうであったのか。また、町としてもこの点を、子育て支援日本一を目指す町長として、どのように踏まえての提案をされているのか。こういうことについても、町独自で実施してもペナルティーの対象にはならないわけです。その点についてお聞きしたいと思います。

それと、前年度、歳入歳出差引額の1億1,539万2,371円は一般会計に繰り出し、いわゆる本来であれば、例年、特別会計の前年度繰り越しとなって使っていた部分が、今回ないわけですね。国保財源がない状態になっていることに対して、今までの一般会計からの繰り入れがある

ので、国保財源とみなせない部分もあるとの説明を受けているわけですが、今後はこのような形で、差し引き残額は全て一般会計に繰り入れていくという形をとっていくのかどうか、微妙なところですね。それは、きちっと試算をして、何%がどうだと言い切れない部分で、今までは一般会計からの法定外繰り入れとしてしっかりと届けて決算をやってきた部分です。本来であれば、これは基金に、その年度、年度がすっかりわかるようにしたいのであれば、基金に積んで、不足のときは基金からおろす、会計の方法を変えるのであれば、そのような処理の仕方がよかったのではないかなというふうに思いますけれども、お聞きしたいと思います。

あと試算を出していただいたわけですが、固定資産税の資産割がゼロで試算した場合は、単身世帯、2人世帯、4人世帯であっても、全て所得33万円以下の負担率の割合が大変高くなっています。1人世帯では17.07%、2人世帯では20.83%、4人世帯では24.58%、いわゆるお子さんとか家族が多ければ、その割合が高くなるわけです。所得の少ない人に配慮をするようにと書かれていながら、所得の少ない方ほど負担率が上がっているこの提案はいかなものなのでしょうか。

こうした場合に、今でも滞納者が非常に多いわけですが、払い切れない人が増える見通しというのは持っていないのでしょうか。滞納者が増えるということは、結果的には国保会計は困難をきわめていくわけですので、悪循環になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

今、国保の場合には、さまざまな事情によって、例えば災害や不測の事態の、職を失ったりとか、そうした場合の一時的な軽減制度というのはあるわけなんですけれども、免除の制度などもあるわけなんですけれども、ずっと恒常的に困っている方たちに対する部分というのは非常に少ないと思うんですね。法定軽減はありますけれども、このような大きな負担増を強いて、恒常的に払えない状況がさらに高まるのではないかと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

そして最後になりますが、現在の所得600万円まで7区分に分けて試算をしていただいたわけなんですけれども、この7区分の現在の上里町の構成はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） それでは、沓澤議員の質問に対しまして説明をさせていただきます。

まず、加入者の構成割合、職業別の構成割合という御質問でございましたけれども、こちらにつきましては、特に国保としまして分けた資料というのはちょっと持ってございません。た

だ、個人住民税の、約1万5,000人近く納税義務者がいるわけですがけれども、その中では、約1万1,000人が給与所得者、残りが自営業なり農業といった、無職といった、そういったフリーランスの方という資料がございますけれども、国保の中で職業別の割合というのは、出した資料はございません。

それから、次の質問ですが、最高でどのくらい税額が上がるのかという御質問があったかと思いますが、こちらにつきましては、一番上がる方で所得が963万の方で8人世帯という方が、約5万2,000円ほど上がるということで最高額となっております。

それから、応能割と応益割の割合ということでございましたけれども、今回の試算では、応能割が58.73%、応益割については48.27%という試算でございます。

それと、所得割だけにした場合の税額という御質問があったかと思いますが、こちらにつきましては、議員も御存じかとは思いますが、国保の保険料は、かかる医療負担から国などの公費負担分を除いたものを加入者で分担し合うという制度でございます。

したがって、所得がなくても、またゼロ歳の子どもであっても、その頭数で分担するという制度になっておりまして、これが均等割とか平等割といった応益割ということになってございます。

ですから、そちらについては、国の法定軽減が7割・5割・2割、そういった軽減がなされるわけでございます。これを所得割のみで確保しようとした場合でございますけれども、医療給付費分につきましては、現行の6.3%が14.7%、後期高齢者支援金分が現行の1.8%が3.4%、介護納付金分が現行の1.23%が2.6%となりまして、全て納めていただける方につきましては、合計で20.7%の所得割率が必要となっております。

とりあえず答えとさせていただきます。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

私のほうから御説明させていただく件は、国保運協の諮問、それと並びに議論の内容といったところでございますが、独自の軽減をやるかどうかという議論につきましては、協議会の中ではございませんでした。

そもそもその議論が始まる前提というのが、赤字解消をしなければいけないといったところの中で、法定で定まっております7割・5割・2割、その軽減について適用させていくことがまず必要なんではないかというような視点に立っておるかと思っております。

また、ペナルティーはしないということで国のほうで言われているということはごもっともでございます。しかしながら、議員も御存じかと思うんですが、2020年の保険者の支援制度に

つきましては、赤字解消計画をつくって、それが確実に実行されないとペナルティーがあるというような状況でございます。

なお、協議会において、この話もしくは資料というものを出したかという部分につきましては、資料については提出しておりません。ただ、議論の一番の問題は、先ほど申し上げましたように、現状で赤字があるという部分で、この支援制度があるからといって、全て、じゃそれが補われるかという、必ずしもそうでないというような状況があるのかなと思っております。

そういった意味では、むしろ何も資料を与えずに、現状のその数字のままを見ていただいてどうでしょうかというような御議論をしていただいたところでございます。

それと、歳入歳出の結果として、平成30年度決算 1 億1,500万程度が実質収支になったわけでございますが、こちらにつきましては、あくまでその他一般会計繰入金で入れた金額以外のものが入っておりますので、そちらまで含めて返すという考えはございません。ただ、実際に赤字かどうかといった議論が非常に見えやすいような形が必要なかなと思っておりますので、その辺につきましては、予算編成の過程で御提示をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

すみません、あと協議会におきまして、子どもさんの均等割の部分もやはり話が出ております。その部分についてお話をしたんですが、先ほどの議論のとおりで、赤字の部分であるとすれば、まずは法律にのっとりた形でやっていくべきだろう、条例にのっとりた形でやっていくべきだろうと。独自施策をやるというよりは、均等割も今ある形の中でまずやっていったほうがよろしいんじゃないかというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 沓澤議員から子育て日本一の観点から、今回の国保税の改正をどう考えるのかというふうな御質問をいただきました。

今回の改正については、将来にわたって持続可能な保険医療制度をどうやって安定的に運営していくか、その観点から議論をしているわけでございまして、確かに子どもにかかわる均等割、保険料の軽減ということも、そういう観点からは関連があるわけでございますけれども、やはり、これは保険制度をどうやって持続させていくかはまた別の論点でもあるわけでございまして、例えば全国の町村会などにおいても、子どもに係る均等割保険税を軽減するための法的な支援制度、そういったものも別途つくるべきではないか、また、全国知事会においても、同様の趣旨で、やはり均等割額を減らすのであれば、それを実定法の制度としてつくるべきだ

と、そういうふうな要望をしているわけでございまして、町としても、そういった地方団体の要望を継続して行っていくように考えていきたいと思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） それでは、沓澤議員の質問に対しまして、説明をまたさせていただきたいと思います。

先ほどの応能割と応益割の計算にちょっと誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。後で計算機でしたもので、申しわけございませんでした。

正しくは、応能割と応益割の割合は55.05%と44.95%となります。

それと、試算をした結果で、所得33万円以下の方の負担割合が増えているといったことに対しましてですけれども、率だけ見れば、議員御指摘のとおり、そのとおりだというふうに考えます。しかしながら、国保運営協議会の中でも、不足分の全てを低所得者以外の加入者の方に所得割で負担をしていただくということは好ましくないというような答申も得ておりまして、全ての方に均等割を引き上げることはやむを得ないというふうに判断したところでございます。

それから、収納率の見込みという質問がございましたが、こちらにつきましては、ここ最近の現年分の納税率を見ますと、平成28年度が93.96%、平成29年度、94.55%、平成30年度、95.12%でございまして、ここ数年、納税率は伸びてきております。収納の努力もあるかと思えますけれども、この伸び率から計算しますと、今年度も伸びる予測を立てているところでございます。

先ほどの御質問の中で、低所得者層ということで、200万円以下の被保険者が非常に多いという状況ですので、この税率改正によって、令和2年度はこの影響がどのくらい出るのかということは、非常に予測がつかないわけでございますけれども、当課といたしましては、今年度と同じ95.71%を何とか維持していきたいというふうに考えているところでございます。

これは、市町村の納税率向上のためのインセンティブとしまして、先ほどから話が出ております保険者支援制度の中で目標納税率というのが定められておりますので、何とかこれを維持してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、恒常的に困っている方はどうするのかということですが、こちらにつきましては、納税相談を行う中で、どうしても納付が困難だといった方につきましては、納税緩和措置もございますので、そちらをうまく取り入れながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、所得階層の質問がございましたが、こちらにつきましては、所得33万円以下の方の割合は37.23%、それから、100万円以下の割合ですけれども、こちらが18.04%、200万以下

の方ですけれども、こちらが24.76%というふうになってございます。合計しますと80.03%ということで、200万円以下の方が大多数を占めるということでございます。昨日も及川課長の説明では若干数値が違いますけれども、これは比較する基準日が違うということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点か答弁がいただけていない部分について、再度質問したいと思います。

保険税の増額の最高額はお聞きいたしました。1人当たりの平均保険税というのは幾らから幾らに変わるのか。また、全体の負担増についてお尋ねしたいと思います。

それで、国保運営協議会のほうには、主に数字を中心に議論していただいたということでありますので、その数字はどのような数字をお示しして議論をしたのか、具体的にお願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） それでは、沓澤議員の質問に対して御説明申し上げます。

1人当たりの平均税額ということでございますけれども、こちらにつきましては、令和元年度当初の数値をもとに試算をしておりますけれども、調定額ベース、税額ベースですね。約1,800万円の増加となります。これを世帯数で単純に割っただけですけれども、4,473世帯で割り返しますと、約4,020円という数字が出ますので、1世帯当たりになしてみますと、平均で4,020円ほどの負担増があるというふうに想定しております。

全体の負担額ということでございますけれども、国保運営協議会のほうでお示した数値で申し上げますと、資産割額は5,006万6,807円でございますので、改定後の数値ですね。税率が25%で計算した場合は今の数字となります。これが税率が12%となりますと、2,403万2,122円となりますので、約2,600万円減少することになります。また、均等割額は1億9,101万1,687円のところ、2億4,555万6,750円でございますので、約5,400万円増加いたします。平等割額につきましては、4,294万7,222円のところ、3,865万2,747円となりますので、約430万円の減少となります。全体で見ますと、算出税額としましては、国保税としまして約1,900万円ほど増収となります。

しかしながら、応益比率が上がりますので、法定軽減額が約1,100万円ほど増加することとなります。合計しますと、収納率が、納税率が100%と仮定しますと、計算上は1年間で約3,000万円の増収効果というふうに試算をしております。

以上です。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 杳澤議員の御質問に説明させていただきます。

御質問いただきました内容は、国民健康保険運営協議会における数字での説明はどういった数字なのかといったことかと思います。

そちらの内容につきましては、先ほどお話のありました実質収支、約1億1,500万円があるわけでございますけれども、この数字、それと、そこから差し引きをするときに、例えばその他一般会計繰入金平成30年度においては8,898万1,000円入っております。また、今回、平成30年度の国保の納付金におきまして、国の措置をいただいております激変緩和措置額、こちらがおおむね5,600万ということでございますので、差し引きとして、おおむねでございますが、3,000万程度の形式的には赤字になってしまいますというお話でございます。ただ、当然それは現年で発生しているものではなくて、激変緩和措置がなくなった段階においてそういうふうになりますということで御説明をさせていただいております。

ただ、そういった中でも、5月の末に行われました経済財政諮問会議におきましても、談話を聞いておりますと、ちょっとなかなか厳しい状況もあるということは御理解いただいた中で御協議いただければということでお話はさせていただいております。

そうした中で、各協議会の委員さんにおかれましては、先ほど来御質問をいただいているような、低所得者ですとか、お子さんに対する思いというようなものはいただいたところでございますけれども、やはりそれを図っても、なかなかあるこの赤字についてはやはり解消していかなければいけないだろうと、そういうことによって国保を維持していくべきだろうというような御意見でございました。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 1つだけお聞きしたいと思います。

上里町の所得ですね、平均33万円以下から600万円、こういうふうに示されていますけれども、上里町全体で見たときに、私が見たときに、300万から400万の家庭が多いんじゃないかなと思うんですけれども、税務課長のほうで、これがどこが平均されているのか、これ一番今、子育てということが言われていますよね。やはり、余り所得の低い人から取る率が高くなっていくと、やはり子どもさんを持つ家庭の方は、やっぱり考えちゃうと。これから先、人口がど

んどん減っていくというふうに言われていますけれども、少子高齢化は別にいたしましても、その辺のところは、一番上里町には平均に合ったところというのは、その審議会の中でどういうふうに議論されたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 高橋勝利議員の御質問に御説明させていただきます。

協議会でのいわゆる子育て世代の方々の対応というふうな御質問かなと思います。

確かに子育てをされている方々で国保の加入者の方々というのは、非常に大変な出費を伴うような場合もあるのかなというふうなことは、当然存じております。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、やはり国保財政そのものを保つことによって、逆に子どもさんに医療提供できるといったこと、また、その国保の加入者だけで考えていいのかというようなお話もございます。一方で社会保険だとか、ほかの保険に入っていられる方がいますので、そういったところは、着実に県・国・町が一体となってそういった取り組みを行っていくという方向性がよろしいのではないかなというような格好で、話が上がっております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 審議委員会のメンバーの方はいろいろ各界から出ているんじゃないかなと思うんですよ。若年、若い人もそこに入っているかどうかかわかんないんですが、どういう構成でこれが構成されたか。本当に例えば高齢者だけの審議委員が集まっちゃってそういう議論をされちゃったのか。また、30代の対象の方が審議委員になって、その世代の意見を出して議論をしたかということをお聞きします。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 国保運協の委員さんの構成という御質問かと思います。

ちょっと手持ちで構成委員の号表をちょっと持っておりませんので、正確にはまた後でお答えさせていただきたいと思いますが、中に入っていられる方は、基本的にまず有識者の方というか、加入者であつてとか、また民生委員の方ですとか、あとお医者さん、それから薬剤師さんだとかというような方で構成しております。年齢的な部分につきましては、お医者さんの部分は60歳代の方もいらっしゃるでしょうけれども、若い方で薬剤師の方なんかは40代か、50いかないぐらいの方もいらっしゃいます。そういったような状況の中で、やはり今、

申しあげましたような議論があったということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 8番植原育雄でございます。

今回の改正案でありますけれども、国保の医療分が、これは3割額が25%が12%、それから均等割額1万5,000円が2万1,000円に、そして平等割額が1万円が9,000円に、所得割額は6.3%で変わらないという改正案でありますけれども、昨日の全員協議会でちょっとお聞きしましたけれども、将来的には2方式にしたいと、そういうことでありますけれども、この4方式を2方式にした場合、現在、埼玉県が課税標準方式として推奨しているのが所得割と均等割の2方式の課税方式を推奨していることでありますけれども、今、同僚議員が質問した答弁では、所得割だけにすると6.3%が14.7%になるということでありますけれども、上里町が4方式を2方式にした場合、所得割と均等割を考えていると思いますけれども、今回、所得割は現在6.3%で変わらずということで、均等割は改正案として1万5,000円が2万1,000円になるわけでありますけれども、これを2方式とした場合、所得割が何%ぐらいになるのか、また、均等割が2万1,000円が幾らぐらいになるのか、多分2方式課税を試算しておると思いますが、わかりましたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） 植原議員の質問に対して御説明申し上げます。

運協の中で県の標準税率に準拠すべきというような答申もいただいておりますので、将来的には県の標準税率まで上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

平成31年度の県の標準税率によりますと、医療給付費分ですけれども、こちらが5.37%、均等割が3万1,051円、後期高齢者支援金分が所得割が2.22%、均等割が1万2,744円、介護納付金分が所得割が1.81%、均等割が1万3,440円となっております。これは毎年算定されるものですから、毎年変わっていくと思いますけれども、将来的には標準税率に合わせていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） すみません。先ほど御質問いただきました高橋勝利議員の御質問の構成員の方がどういった人かということでございますが、まず、1号委員といたしましては、被保険者を代表する委員さんということで4名いらっしゃいます。2号委員さんとい

しましては、保険医又は保険薬剤師を代表する委員ということで4名いらっしゃいます。3号委員ということで、公益を代表する委員ということで、各種団体の長であつたりというようなことで御出席いただいているところでございます。合計で12名ということでの構成でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 町といたしましては、やはり国保における収入と支出のギャップ、これを埋めなくちゃならないというのは、いわば与えられた命題で、これはやっぱり制度上どうしてもそれに向かって努力していかなければなりません。

その中で、加入している町民の皆様の保険税負担をできるだけ増やさないでやっていこうという考えで、この状況を打開したいということで苦戦しているところでございます。

もちろん税を上げるということも、ある意味で不可避なんですけれども、同時に、やはり医療費を削減するというのも、町民の皆様方、保険者の皆様方の負担を減らすという形になりますので、保険事業を、これも非常に大事なことでございますので、特に医療費の増大というものが5疾病と言われておりますけれども、ほとんどが生活習慣から起因するものでありますので、やはり生活習慣を改善していくと、そういう保険事業についても、健康マイレージなどで取り組んでおりますけれども、町としては、さらにそれに力を入れて医療費の削減に努めて、ひいては国保の財政の安定的な運営に貢献していくと、そういう考え方でやっていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただくようお願いいたします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤です。

議案第63号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行いたいと思います。

今回の条例改正では、基礎課税額である医療給付費分の所得割は6.3%に据え置いておりますが、資産税割を25%から12%に引き下げ、平等割は1,000円引き下げ9,000円に、均等割は6,000円引き上げて2万1,000円としています。さらに、後期高齢者支援金等賦課額保険料と介

介護保険第2号被保険者の介護納付金賦課額保険料については、所得割をそれぞれ0.1%引き上げ、均等割については、後期高齢者支援金を1,000円、介護納付金を900円引き上げています。

今回の条例改正は、国保の都道府県単位化のもと、運営主体である県が示す標準税率と現行の保険税率に差が生じていること、現行の課税4方式を、将来的には県の課税標準方式である2方式にしていくために、段階的に引き上げていくための説明でした。

国保の都道府県化のもと、国は徴収努力の強化を自治体に求め、各自治体が行ってきた一般会計からの繰り入れをなくすように求めています。埼玉県は全国でも一般会計からの繰り入れが多く、上里町においても、高過ぎる国保税の引き上げを抑えるために、一般会計からの繰り入れを行ってきた経緯があります。

国保加入者は、高齢者や無職の人など、低所得が多数を占めています。そのため、医療を必要とする割合が高く、医療費が高くなるのは必然的なことであります。高齢化による給付費の増額を全て保険税で賄えよということ自体が無理な構造になっています。国の激変緩和措置が令和5年度でなくなる予定ですが、全国知事会、全国市長会、全国町村会など、地方団体は加入者の所得が低い国保は他の医療保険よりも保険税が高く、負担が限界になっていることを、国保の構造的問題だとして、解決のためには公費投入、国庫負担を増やして国保税を引き下げることが必要だと国に要望を続けてきています。今、被保険者に無理な保険税の引き上げを行うことではなく、激変緩和措置の継続、抜本的な国庫支出金の増額を国に求めて、改善を図っていくべきです。

国民健康保険制度は、1961年、国民皆保険制度としてスタートした当時は、国庫支出割合は医療費総額の2分の1でした。1984年の法改定で、国保への定率、国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担割合は縮小し続け、逆に国保税の引き上げが行われてまいりました。所得に対し、高過ぎる保険税が滞納を生み、自治体は一般会計からの繰り入れを行ってきたわけです。

この法定外繰り入れをやめ、保険料を上げれば、払えない被保険者が増えることは目に見えています。厚労省は国保の都道府県化のもとでも、自治体の判断で公費繰り入れができると繰り返し答弁してきました。何よりも地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを国が禁止したり、廃止を強制したりすることは、憲法が定める地方自治の本旨と条例制定権を侵す行為です。だからこそ、質問をされれば、標準保険料率は参考値で、自治体に従う義務はないと答弁せざるを得なかったのです。

生活困窮者への自治体独自の軽減も問題はないと答弁されているわけであります。地方自治体の自主性は尊重されるべきであり、国保の運営主体である都道府県が、国の誤った指導を自治体に押しつけるのは問題です。町もあくまでも国保加入者の生活実態に合った保険税を目指し、住民を守る防波堤となって、国・県に強く要望し続けることが必要ではないでしょうか。

他の健康保険は収入に保険料率を掛けて計算した額を事業者と折半しています。国保税は所得割のほかに固定資産税に応じてかかる資産割、世帯の人数に応じてかかる均等割、世帯に定額でかかる平等割を合算して算定しています。このうち資産割、平等割は自治体の判断で導入しないこともできるわけです。均等割はそうはいきません。法律で徴収が義務づけられています。

しかし、2方式にした場合、資産割や平等割分を所得割と均等割に上乘せしなければならないため、均等割が引き上がることになります。均等割は家族数に応じてかかるため、無収入の子どもの均等割の増額は、子育て支援からも逆行する重大な問題になります。

本来であれば、国保も他の健康保険と同様に所得に応じて徴収するのが筋であります。しかし、先ほどの質疑でも明らかなように、全て所得割で計算していただいた場合、医療費は14.7%、後期支援分は3.4%、介護納付金分は2.6%、合わせて20.7%、所得の2割に及ぶとんでもない計算になっています。耐えがたい負担ではないでしょうか。

持続可能な制度にするためには、やむを得ないというふうな説明がされました。何よりも制度の持続を重視して、今回の提案をしていただいたということでもありますけれども、制度は維持できても、加入者の暮らしを脅かし、払えない被保険者を増大させるのでは意味がありません。他の医療保険に比べても明らかに過大な負担であり、重大な問題です。せめて低所得者の軽減割合の引き上げや子どもの均等割を軽減するなどの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

最後に、副町長のほうから、制度上努力していかなければならない。また、医療費の削減など、保険事業の取り組みにも力を入れていきたいという説明もありましたけれども、自治体、町としても本当に苦慮しての提案だとは思いますが、私は余りにも負担が重い、特に低所得者ほど負担が重くなるこの今回の改定に対し、激変緩和措置が続く範囲内、諦めずに据え置いて、そして国・県に強く要望して、全国どこでもこの制度のもとで苦しんでいるわけですので、安心の皆保険制度になるよう努力すべきだと再度申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時45分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

◎日程第12 町長提出議案第64号 上里町名誉町民の推薦につき同意を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第64号 上里町名誉町民の推薦につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

御提案を申し上げました議案第64号 上里町名誉町民の推薦につき同意を求めることにつきまして提案説明を申し上げます。

元上里町長、相川武雄氏を上里町名誉町民として推薦したいので、上里町名誉町民条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、相川氏の経歴と推薦の経緯につきまして御説明いたします。

上里町名誉町民に、上里町大字長浜1194番地、相川武雄氏を推薦いたします。昭和3年3月8日生まれ、現在91歳でございます。

議案を提出するに当たり、名誉町民推薦審議会において慎重審議をいただき、今回、議会に御提案申し上げ、同意をいただくお願いを申し上げます。

上程いたしました相川武雄氏におかれましては、上里町消防団長や上里町収入役を歴任し、昭和61年5月から平成14年5月まで4期16年にわたり上里町長を務められ、この間、神保原駅南土地区画整理事業を初めとする都市基盤の整備、町民体育館、多目的スポーツホール、町立図書館、各児童館、各学校のコンピューター教室などの教育施設や福祉施設、役場庁舎、ワープ上里、現在の男女共同参画推進センターなどの拠点施設の建設に力を注がれました。また、乾武マラソン大会の開始や防災行政無線導入など、数々の業績により、今日の上里町の発展に大きく寄与されました。

したがいまして、名誉町民としてふさわしいので推薦を申し上げ、同意を賜りたく御提案申し上げます。

よろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 今、町長のほうから説明がありましたが、この町長在籍時の主な実績の中で、平成11年7月のところに、上里町女性センター、七本木児童館完成と書いてありますが、当時は女性センターという名前でした。そうすると、周りから、女性だけが行く建物かとか、女性しか行けないのかという、そんな声も出まして、途中で男女共同参画推進センターと名義を変えた経緯がありますので、このところは名称を、平成11年のときは女性センターでしたが、今は名前が変わっていますので、サブネームとしてウィズ・ユー上里というのが使われていますが、訂正できたら訂正していただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 仲井議員の質問に対しまして説明させていただきます。

平成11年に建設されました上里町、当時は女性センターという形で建設を行いまして、その後、男女共同参画推進センターということで名前が改められたということでございます。

全協の資料等で作りましたものに女性センターという名称で入ってございますが、こちらに関しましては、現在の男女共同参画推進センターということで御理解いただきまして、町長の提案のほうでも、当時の女性センターということで説明させていただいたところでございます。よろしく御了承いただければと思います。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 上里町名誉町民の推薦につき同意を求めることについての件を起立に

より採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第 13 町長提出議案第 65 号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第65号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第65号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、本庄市と上里町との間で締結している本庄地域定住自立圏の形成に関する協定において、新たな施策の追加及び項目の一部修正等の変更をしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要について御説明を申し上げます。

本庄地域定住自立圏の形成に関する協定につきましては、平成22年7月2日に、中心市である本庄市との間で締結したものでございます。

本協定書は、本庄市と周辺の美里町、神川町及び上里町の1市3町が形成する本庄地域を圏域といたしまして、相互に連携することで圏域内の行政サービスの向上を図ることを目的としており、第3条において、連携する取り組みの分野及び内容並びに役割分担を規定しております。

協定に規定している政策、施策の項目は、あくまでも基本事項でありまして、具体的な事業につきましては、本協定に基づき策定する実施計画ともいえる定住自立圏共生ビジョンで定めることとなっております。現行の共生ビジョンは、平成27年度から5カ年が計画期間となっております。今年度は計画期間の最終年度で、次期共生ビジョンの策定年度となっております。

次期共生ビジョンの策定を行うに当たり、共生ビジョンのもととなっている協定について、新たな施策の追加及び項目の一部修正等の変更を行うものでございます。ついては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に基づきまして、議会の議決

を求めるものでございます。

次に、変更の内容といたしましては、別紙本庄地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書のとおりでございますが、連携する取り組みを規定している第3条について、新たな施策の追加と項目の一部修正を行うものでございます。

まず、福祉分野の施策につきまして、項目の修正と施策の追加を行います。項目の修正につきましては、施策名称を「障害者福祉の充実」から「障害福祉の充実」に修正し、「障害児」「障害児者」と呼称が未統一となっていたものを「障害児者」へ統一いたします。施策の追加につきましては、圏域内の生活機能のさらなる強化を図るため、在宅医療・介護連携の推進及び地域密着型サービスの相互利用支援の取り組みを追加いたします。

取り組みの内容としましては、在宅医療福祉連携の推進については、圏域の住民が住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう関係機関と連携し、在宅医療介護を一体的に提供するために必要な支援を行うとし、地域密着型サービスの相互利用支援については、圏域内の要介護者支援の充実を図るため、圏域内にある地域密着型通所介護サービス事業所の利用について、本庄市及び上里町の住民が円滑にサービスの利用ができるよう調整を行うとしております。

次に、産業振興分野についての項目の修正でございますが、観光情報の発信だけでなく、観光資源の発掘及び磨き上げを行うこととするため、取り組みの内容に、「観光資源の発掘及び磨き上げを行う」という文言を追加いたします。

続いて、新たな圏域において、文化分野における施策を行うこととするため、「文化分野」を追加し、施策として「文化財の保護・利活用の推進」を追加いたします。取り組みの内容といたしましては、圏域の持つ歴史や文化の魅力向上、発展を図るため、文化財の適切な保護・保存に努め、文化財の展示施設、イベント等の情報の発信強化を図ることとするものでございます。

最後に、道路等の交通インフラ整備分野について項目の修正を行います。

上里スマートインターチェンジの整備完了に伴い、施策名を「スマートインターチェンジへのアクセス道路の整備」に変更し、取り組みの内容から、「（仮称）上里SAインターチェンジ」という文言を削除いたします。その他、条文の追加に伴い、条ずれを改め、文言の整理をしております。

以上で、本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7 番 齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） ちょっと確認させていただきます。

産業振興のところで、観光資源の発掘及び磨き上げ並びにというところなんですけれども、これを変えることによって、どういうものを期待するのか。現在の改正前のというか、今現在の活動内容というか、どのようなことにこれに取り組んでいるのか。だから、この観光資源の発掘及び磨き上げという文言、フレーズがどういう効果をもたらすのかということと、次のエの文化のところ、圏域の持つ歴史や文化の魅力向上、発展を図るため云々とあるんですけれども、これが本庄地域定住自立圏というこの地域において、この地域の文化というものは古くからあるわけなんですけれども、これが、こういう文言を追加することによって、またやはり先ほどと同じように、効果とかの記載はどのようにもくろんでいるのか、この2点をちょっと教えていただければと思います。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

観光資源の発掘と磨き上げという文言のところでございますが、まず、観光資源、自然のものであったり、山であったり、川であったりとか、あるいは歴史的なもの、あるいは人工的につくった公園だとか、さまざまなものを観光資源と申しますが、これそれぞれがあって発信をしても、観光事業にはつながらないわけございまして、これをいかに人の手で磨き上げて、観光産業に結びつけていけるのかという部分を議論した中で出てきた考え方でございます。

具体的に申しますと、例えば歴史的なものがあっても、それをイベントに活用して、あるいは近隣市町で行っている事業との関連性を見ながら、そして最終的には観光人口というんでしょうか、そういった人たちを増やしていく、それを商品化して、商談会とか、そういったところで御提案できる、インターネットなどで広めるというような狙いを持って、こういった文言に整理をさせていただきました。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

先ほどの産業振興分野の話で、特に上里町における取り組み内容なんですけれども、今後はサービスエリアの周辺活性化事業、こちらも定住圏域内の課題の一つとして取り組んでいく予定となっております。

また、文化振興につきましては、早稲田の杜ミュージアム事業ということで、本庄早稲田の地域連携展覧会を実施しまして、関係市町の収蔵する資料の展示などを行う予定でございます。発掘調査によって出土した文化財の活用は、各関係市町村に共通した課題となっておりますが、未活用の出土文化財を積極的に公開することで、発掘調査の成果を住民に還元するとともに、歴史学習の深化に貢献できるものと考えております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

ただいまの総合政策課長の説明の中で、文化のところで早稲田の杜ミュージアム事業ということで、いろいろ出土文化財のお話とかあったと思うんですが、本庄市議会にも議案上程されている早稲田の杜ミュージアム事業の目的とかを見ると、少し拡大をされているのかなという気がするんで、この追加予定事業のところ、この私のところの早稲田の杜ミュージアム事業と、こうやってうたっちゃうのはどうなのかなという気はしておったんですけども、ちょっと仲間の本庄市議会議員から議案を見せてもらえたんですけども、条例が出ているのかな、早稲田の杜ミュージアムのね。なので、これだけでちょっと、別紙の資料として出てきているのがどうなのかというところで、もう少し幅を持たせたような表現のほうがよかったのかなという思いはあるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

ただいま私が申し上げた事業につきましては、今後、協定をもとに新たにつくり直す共生ビジョンの中に具体的に折り込まれる予定の事業となっております。また、この事業については、まだあくまでも案の段階なんですけれども、まずは取り組むべき具体的な事業として説明をさせていただきました。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどの関連というか、1点だけ質問させていただきますが、観光とそれから文化に両方に関連があると思うんですけども、例えば長幡地区の五明という地域があるんですけども、ここに私が小さいときの記憶なんですけれども、神楽殿があったんですよ。今現在は影も形もなく、恐らく後継者がいないがために消滅というか、こういう現状に

なったんだと思うんですけれども、こういう地域の文化をそのまま、もう後継者がいないからといって埋もれてなくしてしまうというのは、私を含めて多くの人が残念に思っているんじゃないのかなというふうに思うわけです。

この発掘ということも、この文言の中に入ってきているんですけれども、こういうことも具体的に今後取り組んでいくのかどうか、ちょっと答弁をいただければというふうに思います。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 齊藤崇議員の質問に御説明申し上げます。

まず、観光資源として発掘するだけのものに仕上がっているかという部分が一つ、産業振興としては、資源として活用できるものになっているかというところがございますので、ここは主管課である文化等を推進しているところでしっかり見ていただいて、それが観光産業につながられる、我々が手を入れて、人が訪れていただけるような商品価値になるようなものになるのであれば検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改正の中の追加としましては、この文化の、今議論された内容と、もう一つ福祉の部分で、在宅介護・医療連携推進、地域密着型サービスの相互利用支援の施策を追加されているわけですが、今までも児玉郡市の担当者会議等でいろいろ練りながらやってきたんじゃないかなと思いますけれども、新たにこの定住自立圏の形成に関する協定書の中に盛り込むことによって、どういうことを目指しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今、議員のほうからお話があったように、今までもこの在宅医療・介護連携につきましては、本庄市医師会を中心として4市町で既に取り組んでいる事業ではございます。今後、この事業を推進していく上に当たっては、こちらの定住自立圏のほうに入れていくことで推進が進むのではないかとということで、一応担当課長会議等、担当者を含めた会議の中で決定をさせて、一応提案をさせていただきました。

それから、地域密着型のサービスの相互利用支援につきましては、本来、地域密着型のサービスにつきましては、住所のあるところの方が利用するサービスとなっているところではある

んですが、その相互利用するために自治体間の手続が比較的時間がかってしまうということで、それを簡素化するために、是非これは指定の導入に関する協定を締結して事務手続のほうが進めば、利用者の方もいち早くサービスにつながるのではないかとということで入れさせていただきました。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 今、観光ということで取り上げられていると思うんですよ。それで、県のほうに町からもそれなりの人が重要ポストにいるということなんで、町とか本庄市だけじゃなくて、県と連携して、こういう観光事業というのは是非取り組んでいただきたいと思うんですけども、その辺のところは、産業振興課で県とのつながりとか、そういうのについてはどう考えていたかお聞きします。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 町から派遣して観光のほうに若い職員が行っております。そこからさまざまな市町で取り組んでいる観光情報が月に1回程度でしょうか、来て、情報交換等ができています。

また、いろいろグローバルな話もあつたりはするんですが、なかなか最終的な部分で皆さんに御案内できるようなところまでいってはいないんですが、いろいろな情報が入ってきておりますので、しっかり連携しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 確かに町のほうから職員が派遣されていっているというのは承知しております。

町の職員がそちらに派遣されて、どういうことを、逆に上里町としてこうなただけけれどもという提案とか、そういうのがあったかどうかお聞きします。

○議長（新井 實君） 高橋議員に申し上げます。ただいまの質問は当議案の審議に関する質疑の範囲を超えております。発言は審議の範囲でお願いいたします。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君）　そういうふうにつえられちゃうと何とも言えないんですけども、私のほうでは、観光事業として取り組むということを答弁されておりますので、また、この案の中にもそういうことが幾つか書かれているということなんで、県と町のパイプという観点からどうですかとお聞きしたんであります。

○議長（新井　實君）　産業振興課長。

〔産業振興課長　山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君）　今回は定住自立圏の範囲の協定ということなんですが、高橋議員の質問に御説明を差し上げます。

県との連携も当然、その先に事業的には関連のあるもの、あるいは財源的にいろいろな面で御相談するような部分もございますので、そういった面でも十分連携をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（新井　實君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井　實君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井　實君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号　本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井　實君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14　町長提出議案第66号　上里町町道路線の廃止について

◎日程第15　町長提出議案第67号　上里町町道路線の認定について

○議長（新井　實君）　日程第14、町長提出議案第66号　上里町町道路線の廃止について、日程第15、町長提出議案第67号　上里町町道路線の認定について、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第66号から議案第67号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第66号 上里町町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、始終点の変更により、別冊のとおり路線の廃止をいたしたく本案を提出するものでございます。

上里町町道路線の廃止につきましては、お手元に配付いたしました廃止路線調書のとおり、1路線でございます。

町道1425号線については、国道17号本庄道路の整備に伴い、始終点の変更及び北側工場用地の代替地進入路として払い下げ予定のため、路線廃止及び再認定を行います。

以上、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第67号 上里町町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、始終点の変更による再認定により、別冊のとおり路線の認定をいたしたく本案を提出するものでございます。

上里町町道路線の認定につきましては、お手元に配付しております認定路線調書のとおり、3路線でございます。

町道1529号線、町道1530号線及び町道1531号線については、国道17号本庄道路の整備により始終点の変更が行われたため、再認定となるものでございます。

以上、上里町道路路線の認定についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

今回は国道17号本庄道路の建設に伴って始終点が変わるということで、町道から外れる部分が出てくるということだと認識しておりますが、この廃止される部分に、上里町水道事業による給配水管等の埋設物はあるのかということと、万が一あった場合の取り扱いというのはどうなるのかを伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 暫時休憩。

午前 11 時 19 分休憩

午前 11 時 25 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員の御質問に対して御説明させていただきます。

払い下げされる道路の敷地内には、水道管の埋設が確認されております。

補償についての対応についてでございますが、現在、大宮国道事務所と協議中でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第67号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 町長提出議案第68号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（新井 實君） 日程第16、町長提出議案第68号 令和元年度上里町一般会計補正予算

(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 御提案申し上げました議案68号 令和元年度上里町一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

令和元年度上里町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,371万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,891万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります。2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2 地方譲与税は115万円の増額補正となり、森林環境譲与税の交付決定に伴い増額するものでございます。

款14 国庫支出金は791万7,000円の増額補正となり、障害者自立支援給付費負担金などの増額に伴う国庫負担金及び国庫補助金の増額となっております。

款15 県支出金は484万7,000円の増額補正となり、国庫支出金と同様に、障害者自立支援給付費負担金の増額などに伴う県負担金や県補助金の増額に加え、農林業センサス事務交付金の交付決定に伴う委託金の増額となっております。

款18 繰入金は1,012万8,000円の増額補正となり、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金の増額となっております。

款19 繰越金は3,685万4,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款20 諸収入は1,281万8,000円の増額補正となり、子育て支援対策臨時特例交付金返還金、後期高齢者医療給付に要する経費負担金清算金などの受け入れに伴う雑入の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして7,371万4,000円を追加し、95億4,891万1,000円とするものでございます。

次に、3ページをごらんください。

続いて歳出について御説明いたします。

款1 議会費から款9 教育費までの各項目につきまして、人事院勧告等による給与費の補正が主な共通点となっております。

初めに、款 1 議会費は18万7,000円の増額補正となり、議員手当の増額となっております。

款 2 総務費は1,351万3,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、上里町コミュニティセンター駐車場整備工事費、道路安全対策工事費などの増額となっております。

款 3 民生費は4,531万7,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、障害者医療給付費、障害児通所給付費などの増額に伴う社会福祉費の増額や、国庫補助金や国庫負担金の返還に係る児童福祉費の増額となっております。

款 4 衛生費は97万3,000円の増額補正となり、臨時職員賃金、保健センター修繕料の増額となっております。

款 5 農林水産業費は29万4,000円の増額補正となり、職員給与費、農業災害対策事業補助金返還金の増額となっております。

款 7 土木費は1,030万1,000円の増額補正となり、都市計画道路先行取得のための用地測量業務委託料や土地購入費、上里ゴルフ場管理事業に係る土地購入費の増額に伴う都市計画費の増額や職員給与費の増額に伴う土木管理費や住宅費の増額となっております。

款 8 消防費は81万9,000円の増額補正となり、災害対策事業に係る消耗品費や手数料の増額となっております。

款 9 教育費は231万円の増額補正となり、主な内容は職員給与費、小学校管理運営事業に係る光熱水費や修繕料、中学校教育振興事業に係る部活動振興費補助金、公民館管理事業に係る消耗品費や修繕料などの増額となっております。

次に、4 ページをごらんください。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対しまして7,371万4,000円を追加し、95億4,891万2,000円とするものでございます。

以上、上里町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明を申し上げます。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行します。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 何点か質問させていただきます。

まず、1 ページの主な歳出の欄で、中段の総務課管財契約係のところの財産管理事業、上里町コミュニティセンター駐車場整備工事費346万9,000円についてお伺いします。

まず、このコミュニティセンター駐車場ですが、現在使用している駐車場において、ふぐあいが生じたのか、それとも老朽化によるものなのか。先ほどの説明だと、保育所に関係する云々という説明が若干あったと思うんですけれども、保育所建設に当たって、建築法は余り詳しくないんですけれども、やはり、保育所を建設するに当たっては、用地が確保されて、くい打ちがされて、その中で保育所の建設がされるというふうに、私は素人ながら認識しているんですけれども、先ほどちょっと確認してきたところ、用地の境界のくいですか、工事中ということもあって見えないんですけれども、若干先ほど触れた保育所に関連することでコミュニティセンターの駐車場を整備すると、樹木の伐採も含めてということは、何らかの保育所の建設に当たってのコミュニティセンター駐車場、その樹木を含めて関連があつてするんだろうというふうに私は個人的に判断しているんですけれども、そうなった場合は、やはり、保育所建設に伴う駐車場の整備ということを盛り込んだほうが、はっきり言ってわかりやすく、同僚議員の皆さんにもわかりやすく説明がつくんじゃないかなと思うんですよ。ただ単に、あそこに仮に保育所ができないのであれば、コミュニティセンターの駐車場の整備というのはあり得ないというふうに私は判断したんですけれども、この建設が伴うために整備するのであれば、やはりその辺はちゃんと文言を盛り込んでおくべきが妥当かなというふうに思います。だから、名目はコミュニティセンター駐車場等、「等」を入れてやるべきかなというふうに思うんですけれども、要するにふぐあいなのか劣化なのか、名目はどうなのか、境界はどうなのか、意図は何なのか、この辺を明確にしてほしいなというふうに思います。

それと、2 ページの、やはり主な歳出の中段の公立保育所整備事業のところ、備品等、随時補正を組んで購入をしているように、9 月の補正にもあつたかというふうに私は認識しているんですけれども、これが来年の4 月開園に伴う備品等を調達しなきゃいけないということは重々わかるんですけれども、これの12月補正で全てこれで備品等は調達済みになるのかどうか。というのは、4 月1 日、少なくともオープンするには、それまでに備品等は備えなきゃならな

いというふうに思うところから質問いたします。

それと、中段にある通信運搬費の1カ月分8,000円という項目があるんですけども、ここにおいて、これはあくまでも通信費イコール臨時電話回線かなというふうに認識するんですけども、その説明ですね。結局、備品となると、一番下にありますね、施設備品購入費62万4,000円とあるんですけども、例えばこの保育所が開園になるに当たって、当然電話回線等が必要になってくるかと思うんですね。そういった場合の今回の補正では、そういったものは計上されないのかどうか。というのは、これも一つの、今で考えれば、パソコンも当然導入するんでしょうし、電話回線も必要になってくる。しいて細かくいえばファクス回線も必要かなんていうふうに私は思うところなんですけれども、そういうところの、これからのオープンに当たっての考え方というのを、詳細に説明が欲しいなというふうに思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問につきまして、コミセンの駐車場の関係につきまして説明させていただきます。

まず、名称につきましてですが、上里町コミュニティセンター駐車場整備工事費とさせていただいたところでございますが、議員おっしゃるとおり、保育所等に伴うとか、そういったわかりやすい表現が必要だということでございました。今後、そちらにつきましては、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、現在、ふぐあい、老朽化等があつてのことかということでございました。

今回のこの計上につきましては、保育園の開設に伴いまして、保護者の送り迎えですとか、また、そこにはATMがあつたり、社会福祉協議会があつたりしますので、いろんな交錯する車がいい動線で出入りできるような形に再度設定し直しをさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

12月補正で計上いたしました備品購入につきましては、総合政策課長の説明にありましたように、タブレットの購入等によるものということでございます。

今回の補正で、備品の購入については全て完了するのかという、そういった趣旨の御質問だったかと思いますが、大きな金額がかかるものとしては、既に9月と当初ということで予算を措置させていただいてございますので、その中で購入することは、見込みとなつてございます。

が、一旦全部完了いたしまして、備品等設置した後に、運営により必要になってくるというのはまたあるかと思いますが、それにつきましては、また新年度の運営の中で随時また購入が必要であればしていくということになるかなというふうに考えております。

通信運搬費につきまして、今回1カ月分ということで、アナログ回線分の必要経費を計上させていただいたところですが、9月補正におきまして、いわゆる電話とか、それに伴う3月からの通信運搬費等につきましては、既に計上させていただきまして、補正予算、御議決いただいておりますので、そちらについては、既に準備が整っているということになっております。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今のところ、もう少し細かく確認したいんですけども、まず、1ページのコミセンの駐車場の整備のところなんですけど、午前中の総合政策課長の説明だと、樹木の伐採ということまで含まれていたと思うんですけども、結局、保育所開設に当たって、土地の購入も終わっております、前のほうですね。一千何百万でしたか、200幾つの平米ね。それはそれでいいんですけども、この駐車場を整備するに当たって、今植え込みの何というんですか、見てみると、囲ってあって、植木が植わっているんですけども、これは伐採した後は、要するに駐車場を整備する上に、結局はその土地というか、樹木があったところも、駐車場として必要性が出てくるというふうに理解していいのか。要するにそこはもう植木を植えないよというふうに私は理解したんですけども、そこまでを要するに駐車場として確保したいというふうなことなのか。

それと、保育所の件、2ページなんですけど、9月補正、今回と、今説明いただいたんですが、当初、この保育所を開設するに当たっては、やはり、当然細々したものは、当然タイムリーに調達しなきゃいけないかというふうに思います。ただ、4月にオープンするに当たって、大まかな備品ですか、必要とされる備品は、この12月補正までで完璧に近いくらいに、細々した小さな、これも必要だった、あれも必要だったという、小さな1万とか2万ぐらいの備品なら、それはそれでかまわないと思うんですけども、私が確認したいのは、そういった大きな設備、備品ですね。そういうものについては、ほぼこれでオーケーなのか、再度答弁をお願いします。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

コミュニティセンターの駐車場ということで、そちらにある樹木伐採の件でございます。

現在、駐車場のちょうど中心ぐらいに3本ほど大きな木が立っていますが、そちらの根がかなり張り出していまして、アスファルトを盛り上げているような状態でございます。こちらの3本に関しましては、伐採また伐根いたします。

また、福祉市民センターの前の築山ですか、そういったものもあわせて今回整理させていただいて、そこを再度舗装いたしまして、より効率的に、より多くの台数がとめられるようなラインを改めて引かせていただくという予定でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

今回計上させていただいております備品購入費62万4,000円でございますが、このような金額が高額になるものについては、これによってほぼ完了というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 1ページの1番ですか、くらし安全課関係で、台風19号関係でいろいろ使用した分を補充と、こういうことを言われていますけれども、水、それからクラッカー等は先ほど説明の中でありましたけれども、これ何人分、例えば水については、ペットボトルか何か渡したんだと思うんですけれども、総体で避難所が830名ということですよ。その中で、何人分ペットボトルは配布したのか。また、クラッカーも、数というのはちょっと難しいと思うんですけれども、これについても補充と、こういうことでありますけれども、その辺のところは、何人分くらい出したのかをお尋ねします。

○議長（新井 實君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君） 高橋勝利議員の御質問に説明をさせていただきます。

台風19号の際、避難所でどれぐらいの食料、水を配布したかという御質問だと思いますけれども、食料につきましては825食、水につきましては、500のペットボトルになりますけれども、264本ほど配布をさせていただいております。

以上です。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そうすると、これを使った分を補充したという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（新井 實君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君） 台風19号の際に使用した分を、今回の補正で計上させていただきまして補充するということでございます。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そうすると、今後もし起きたときに、またこういうケースが出てくると思うんですけれども、備蓄状況について、倉庫にはこれだけあったよと、その前、これだけ使ったよということなんで、その辺のところは、もうこれで十分今後はあっても間に合うということでしょうか。

○議長（新井 實君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

備蓄している資材が十分なのかという御質問かと思うんですけれども、計画的に備蓄を推進していきたいと考えておりまして、平成34年度までに、目標であります1万8,000食、水につきましては8,000本を目標に計画的に備蓄をしたいと考えております。

年間、食料につきましては2,450食、水につきましては1,150本を毎年買い足しをしていくということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1ページのくらし安全課のところでお尋ねします。

交通安全対策事業のところのまず修繕なんですけれども、地元要望による防犯灯の修繕ということでありますけれども、LEDに切りかわって寿命がだいぶ長くなっていると思うんですけれども、どうしたことによって修繕が必要になってきているのか。予算も組んでいて、それが足りないということでもありますので、相当修繕を要する事態になっているのかなと思いますので、台風の関係もあったのかなとか、そんなことも含めてお聞きできればと思います。

その下の工事請負費でありますけれども、道路安全区画整理線だとか、停止線等ということでもありますけれども、具体的にやっぱり停止線、どこがとか、区画線のどの範囲とか、あとカ

ーブミラーでしたか、そういうものが何カ所とか、どこにとか、そういう具体的なものがわかりますと、多分住民に、私だけじゃなくて、議員の皆さん、要望されたりしていると思いますので、ここが改善できるんだよということがわかると、ありがたいなと思ひましてお尋ねしたいと思います。

それと、2 ページですけれども、障害者福祉事業につきましては、全体的に対象者数の増加と利用時間と利用の増大ということでありまして、どのぐらいの増加傾向にあるのかお尋ねしたいなというふうに思ひます。

あと、その下の子育て共生課でありますけれども、法人立保育所等運営事業費、子どものための教育・保育給付事業、いずれも実績等による返還ということでありましたけれども、実績見込みがどのように変わっての返還になっているのか、お願いしたいというふうに思ひます。

次、3 ページであります、まち整備課の都市計画事業であります。延伸によるためのものということで、民間開発ね。土地購入費などもここに計上されているわけなんですけれども、土地を開発、それがこの土地の購入で全て終了するのかどうか。何%の取得になるのか、その辺についてお尋ねしたいと思ひます。

ゴルフ場に関しまして、今回の取得で目標の何%に到達するのか、お願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（新井 實君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君）　杳澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず初めに、交通安全対策事業の修繕料の件でございますけれども、今回計上させていただいております修繕料につきましては、LEDの修繕ということではなく、地元からの要望によりまして道路照明灯の修繕であったり、今年度は関越自動車道のトンネルの照明の取りかえ工事であるとか、道路照明灯の台数の多い箇所の修繕を行っておりまして、その関係で今年度、修繕費が不足しておりまして、今回計上させていただいたものでございます。

続きまして、工事請負費、道路安全対策工事費の内容でございますけれども、行政区であるとか、児玉工業団地工業会からの要望であったり、事故現場の道路診断を行った場所もございまして。そういった場所の区画線等の新設などを予定しておりまして、内訳を申し上げますと、地元からの要望箇所が5カ所、交通事故現場の道路診断2カ所、それと今回、未就学児の集団経路安全対策合同点検というのを行ひまして、保育園であるとか、そういったところからの要望等がございまして。それが10カ所、それとビッグデータによる道路交通安全対策を10カ所、合計、今回の補正予算では27カ所ほどの工事を予定させていただきまして、計上させていただき

ました。

以上です。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

総体的に対象者の数あるいは利用時間が増えたのはどういった理由かというふうな御質問だったかと思います。

まず、節19の負担金補助金、交付金につきましては、そのうちの障害者移動支援事業費の補助金16万増額をしておりますけれども、これにつきましては、1人当たりの利用時間、平成30年度の実績では、月当たり30時間であったものが、令和元年度の実績につきましては、月当たり34時間に増加しているものでございます。

また、節20の扶助費につきましては、障害者医療給付費につきましては、対象者が平成30年度は42名だったものに対しまして、令和元年度の申請者が54名に増えております。また、給付の内訳でございますけれども、これは単価の高い人工透析が主だったものになっておりまして、680万の増額補正となったものでございます。

また、同じ扶助費、補装具給付費でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度の障害者・障害児の実績は、合計で28件となっておりますけれども、令和元年度、これまでの実績は、それに対しまして33件と増加しているものでございます。

続いて、相談支援給付費用でございますけれども、こちらにつきましては、大きく制度が変わったということが、大きな増額の理由になっております。この相談支援給付につきましては、モニタリング期間といいまして、障害福祉サービスを利用するに当たりましては、相談支援事業所によりまして、それぞれの障害者の方のサービス内容を検討したり、利用計画をつくるわけですね。その利用計画をつくった後に、障害福祉サービス開始になりまして、一定の期間、12カ月あるいは6カ月ごとにその方にとって見合ったサービスなのかどうかという検証をモニタリングのような形で行っております。そのモニタリングの期間が12カ月であったものが6カ月に、6カ月であったものが3カ月にと、モニタリングの標準期間の見直しが行われたことによりまして、相談支援給付費につきましては増額になったものでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

子どものための教育・保育給付費における負担金返還金757万8,000円につきましては、子ど

も・子育て支援事業交付金の超過交付分についての返還となっております。

内容につきましては、延長保育並びに放課後児童健全育成事業費に関する当初見込んだ事業費に係る人件費並びに事業内容の見直しにより減少となったことに伴い、実績額が減少となったことによる返還でございます。

すみません、失礼しました。今のが公立保育所等運営助成事業のほうの返還金になります。

もう1点、子どものための教育・保育給付費ですね。改めまして説明させていただきます。

こちらにつきましては、支給対象経費ですね。チーム保育推進加算とか処遇の加算というものがございしますが、それが当初見込んだ経費よりも341万8,000円減少したこと、または3歳未満児の国基準額が途中入所等による園児の増により増えたことに伴いまして、実績に伴い返還金が生ずるということになりまして、757万8,000円です。

子ども・子育て支援交付金につきましては、133万2,000円となります。

以上です。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 杓澤議員の御質問に対して御説明させていただきます。

まず、都市計画事業の都市計画道路三田中通り線の土地購入費でございしますが、買収後、全体の何%の取得になるかの御質問に対してですが、今回、約263平米の買収を行いまして、面積ベースで約65%の買収となります。

続きまして、上里ゴルフ場の管理事業なんですけれども、こちらについても、土地購入費後、全体の何%の取得になるかの御質問だったかと思いますが、今回、1,498平米買収をする予定でございまして、買収後の買収率は面積ベースで約35%となる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） まことに申しわけありません……。

○議長（新井 實君） 高橋勝利議員に申し上げます。既に質疑の回数が3回を超えております。質疑があれば、特別に発言を許可いたします。質疑は簡素にお願いいたします。

○3番（高橋勝利君） 4ページの公民館の関係なんですけれども、幾つか修繕を、公民館はしなきゃならないという話を聞いているんですけれども、この間の台風によりまして、雨漏りが発生していると、こういう報告を受けているんですけれども、これがこの中に含まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 伊藤 覚君発言〕

○生涯学習課長（伊藤 覚君） 今回行います公民館の修繕につきましては、消防器具になっております。消火器と誘導灯、あとは火災の警報器等のバッテリーの修繕となっております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

先ほどの杓澤議員の質問の関連なんですけれども、こちらのA3の補足資料のほうの都市計画事業であります。

三田中通りの土地購入費ということで、最初の総合政策課長の説明の中で、民間の開発に伴うということだったのかなと思うんですが、そこでお伺いしたいんですけれども、私が勝手に想像している箇所がありまして、開発があったあと、セットバックのような形でしているなと思います。そこには位置指定道路が多分つくられて、建築確認等々取るための位置指定道路だと思うんですが、セットバックをしているところに舗装の道路部分だとか、ロングUが入っていると思うんですけれども、それいったら、開発でつくられた舗装道路や附属する側溝ですね、そういうものもこの買収の対象の金額に算定されるものなのか。そもそも場所が違ったらごめんなさい。

それが1点で、2点目なんですけれども、ゴルフ場の土地購入費ということで1,498平米だったですかね。この部分を買収するものがコース部分なのか、クラブハウス部分なのか、駐車場部分なのかがわかれば、また全部だとすれば、その割合を教えてくださいと思います。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員の御質問に対して御説明させていただきます。

まず、都市計画事業の三田中通り線の土地購入費でございますが、買収箇所に側溝等の道路構造物が入っているかどうかという御質問だったかと思いますが、今回の買収地は三田西交差点の北側の西側になります。そちらについては、現況、畑でありまして、特に道路構造物がないような更地の状況でございます、その土地のみ買収した、土地購入費のみの価格となっております。

続きまして、上里ゴルフ場管理事業の土地購入費1,498平米の内訳、コース部なのか、クラブハウス部なのか、駐車場部なのかでございますが、1,498平米全てコース部になっておりま

す。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第69号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（新井 實君） 日程第17、町長提出議案第69号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第69号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,772万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,716万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款４県支出金は１億４,９８６万円の増額補正となり、歳出の保険給付費の増額による県補助金の増額となっております。

款６繰入金は１９万７,０００円の増額補正となり、歳出の総務費の増額による一般会計からの繰り入れでございます。

款７繰越金は１,７６６万５,０００円の増額補正となり、歳出の諸支出金の増額による前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は現計予算に対しまして１億６,７７２万２,０００円を追加し、３０億２,７１６万５,０００円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款１総務費は１９万７,０００円の増額補正となり、人事院勧告に伴う職員給与費の増額、上里町国民健康保険運営協議会の開催に伴う委員報酬などの増額となっております。

款２保険給付費は１億４,９８６万円の増額補正となり、一般被保険者の療養給付費や療養費、高額療養費の増額となっております。

款７諸支出金は１,７６６万５,０００円の増額補正となり、保険給付費等交付金の償還金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして１億６,７７２万２,０００円を追加し、３０億２,７１６万５,０００円とするものでございます。

以上、上里町国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

１２番沓澤幸子議員。

〔１２番 沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君） １点、質問させていただきたいんですけども、歳入のほうで繰越金が１,７６６万５,０００円ということになっているんですけども、繰越金は、あと幾ら残っているんでしょうか。どこから繰り越しされているんでしょうか。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の質問に御説明させていただきます。

平成３０年度の実質収支が１億１,５００万ほどございます。先ほど来御説明させていただいている内容としましては、その他一般会計繰入金が約８,９００万ということでございます。そうしま

すと、残り、差額が2,600万ほどは原資としてございます。基本的には、この1,766万5,000円につきましては、その2,600万を充当させたような格好での繰越金ということで、予算組みをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第70号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（新井 實君） 日程第18、町長提出議案第70号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第70号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,930万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものとございます。

恐れ入ります、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は39万9,000円、款3支払基金交付金は31万4,000円、款4県支出金は22万2,000円の増額補正となり、歳出の保険給付費や地域支援事業費の増額に伴い、国や県等の負担割合に応じてそれぞれ増額するものでございます。

款6繰越金は62万8,000円の増額補正となり、歳出の保険給付費や地域支援事業費の増額に伴い、保険料負担分などについて前年度繰越金を増額するものでございます。

歳入合計につきましては、現計予算に対しまして156万3,000円を追加し、18億7,930万円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、款2保険給付費は107万2,000円の増額補正となり、高額医療合算介護サービス費の増額となっております。

款4地域支援事業費は49万1,000円の増額補正となり、地域包括支援センター及び介護予防業務に係る職員給与費の増額や生活支援サービス体制整備事業に係る事業委託料の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして156万3,000円を追加し、18億7,930万円とするものでございます。

以上、上里町介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長から許可をいただきましたので、お礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました条例を初めとした関係議案、一般会計補正予算、特別会計補正予算につきまして、慎重御審議の上御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

これからますます寒さも厳しくなりますが、健康管理に十分注意をしていただき、引き続き町政の発展、推進につきまして格段の御支援、御協力をお願い申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時１５分散会